

「核兵器廃絶の展望を探る」

はじめに

非核の政府を求める会は2007年1月27日、東京・四ツ谷の主婦会館プラザエフでシンポジウム「核兵器廃絶の展望を探る」を開きました。

同シンポジウムは、いま、「すみやかな核兵器廃絶を」の声が力強い広がりを見せるとともに、同時に、根強い「核抑止力」論の影響や核先制攻撃政策などの逆流の本格的打破が重要性を増すもとで、核兵器廃絶条約実現のために解明の求められる法的、政治的、運動論上の今日的な課題と展望を探求することを目的に開かれました。

シンポジウムでは、[基調報告]として大阪大学大学院教授・黒澤満（テーマは「核兵器廃絶条約めぐる現状と実現の課題」）、前長崎総合科学大学教授・藤田俊彦（同「C T B T、カットオフ条約にいかに力を与えるか」）、日本共産党国際局次長・衆議院議員・笠井亮（同「非核の国際的流れと被爆国日本の役割」）の3氏が報告。[テーマ別報告]として国際問題研究者・新原昭治（同「米核政策の今日的特徴と『二重基準』の害悪」）、大阪経済法科大学客員教授・吉田康彦（同「I A E Aと核エネルギーの多国間管理」）、千葉大学教授・栗田禎子（同「『大量破壊兵器のない中東』実現への道」）、龍谷大学教授・田中則夫（「非核兵器地帯条約の進展と今後の課題」）、原水爆禁止日本協議会事務局次長・土田弥生（「核兵器信奉者を包囲する草の根運動の高揚」）の5氏が報告しました。

質疑・討論では、「核拡散とテロリストの関係をどうみるか」「非核3原則の法制化と非核地帯化との関係は?」「非核地帯条約下の無害航行権をどうみるか」などの質問が相次ぎ、パネリスト各氏がその1つひとつに答えました。

参加者からは、「議論がかみ合い、深まったシンポ」「多彩なパネリストの報告で、とても刺激的だった」「理論的な解明がなされ廃絶条約実現への展望がもてた」などの感想が寄せられました。

本冊子が、「核兵器廃絶の国際的協議の開始を」の世論の発展に資することができれば幸甚です。

2007年4月

非核の政府を求める会常任世話人会

非核兵器地帯条約の進展と今後の課題

田中 則夫・龍谷大学教授（国際法）



非核兵器地帯条約の進展と今後の課題について、若干の問題提起を行ってみたいと思います。レジュメを3枚お配りしております。3枚目のカラーコピーは長崎市のホームページから拝借したものですが、それだけで世界の非核地帯条約の状況がよくわかります。

昨年、中央アジア非核兵器地帯条約が成立したことにより、これまでに南極、カリブ海、中南米、南太平洋、オーストラリア、東南アジア、アフリカ、さらに中央アジアという所が非核地帯化されたわけです。その結果、現在では世界の110カ国以上が非核地帯に含まれることになっています。

非核兵器地帯条約というのは、核兵器の廃絶を求める諸国や、核兵器を持たない国が、核兵器の使用を許さないことを主な目的として、核兵器国に対してその約束を迫る、そういう一つの努力の現れと言えます。

1. 非核兵器地帯（設置）条約の背景

こうした条約が、世界各地で順次できたわけですが、その背景につきましては、レジュメの2枚目の表の上から2段目に簡潔に書い

ておきました。

それぞれの地域の非核地帯条約ができる背景は、もちろん異なりますが、概ね中央アジアを除く4つの非核地帯条約に共通する点としては、60年代以降に、この構想が始まっているということあります。そして、また同時に、それぞれの地域での核兵器をめぐる危機、あるいは、核実験の繰り返しということが、それぞれの地域の国をして、こういう条約の作成へと向かわせたという、一定共通した背景があると言えます。

この非核地帯設置条約の背景について、さらに一言補足しておきますと、第2次世界大戦後、核兵器の完全廃絶ということが課題になる中で、最終的に一番大事なのは、核兵器廃絶条約の締結ですが、それと並行して追求されてきたのが、核兵器の使用を禁止する条約の締結でした。核兵器国にどんなことがあっても核兵器を使わせない。そのことを国際的に約束させる条約の重要性が提起され、現在も、その重要性は提起され続けています。しかし、それが、核兵器国の抵抗によって実現しないという状況の下で、この非核兵器地帯を設置する様々な諸国が、自らの地域では核兵器の使用を絶対に許さないという強い意思が、非核兵器地帯条約の成立を促進してきたということが言えます。

2. 非核兵器地帯（設置）条約の進展

レジュメの2番目に入りますが、レジュメおよび表では、5つの非核兵器地帯条約の概要等について紹介しております。時間の関係で、全部お話しすることはできませんが、かいつまんで特徴的なことだけを確認したいと思い

ます。

〈ラテンアメリカにおける核兵器の禁止に関する条約=トラテロルコ条約〉

ラテンアメリカのトラテロルコ条約につきましては、中南米33カ国が対象でありまして、すべての国がトラテロルコ条約の締約国になっています。

〈南太平洋非核地帯条約=ラロトンガ条約〉

ラロトンガ条約の場合は、太平洋諸島フォーラムの16の国と地域が対象でありまして、そのうち13の国と地域が、すでに締約国になっています。

〈東南アジア非核兵器地帯条約=バンコク条約〉

ASEANの場合は、10カ国すべてが締約国になっています。

〈アフリカ非核兵器地帯条約=ペリンダバ条約〉

アフリカの場合は、実は、まだ条約が効力を発生していませんが、アフリカ54カ国を対象にした条約で、現在20カ国が締約国になっています。

〈中央アジア非核兵器地帯条約=セミバラチンスク条約〉

中央アジアは昨年9月にできたばかりで、まだ正確な情報がありませんが、中央アジアの5つの国を対象にしています。

〈関連条約・国内法〉

なお、この非核兵器地帯ということで言えば、南極条約とモンゴルの非核兵器地帯を、重要なものとして付け加えておかなければなりません。

南極条約は、南極における軍事基地の設置、軍事演習の実施、兵器実験の禁止、南極地域における核爆発および放射性廃棄物の処分の禁止などを定めた重要な条約であり、これによって南極の非核兵器地帯化が実現しています。

モンゴルについても、独自の政策によって

非核地帯化されていることはよくご存知のとおりです。

3. 非核兵器地帯（設置）条約の特徴・意義

次に、この非核兵器地帯条約の特徴・意義について、簡潔に触れておきたいと思います。この5つの非核兵器地帯条約に共通して言える特徴は、条約本体とそれに付属する議定書がついているということです。そして、条約の本体は、その非核兵器地帯内にある締約国がお互いに条約を結んで約束しあうわけですが、その議定書については、核兵器国に締結することを求めるという構造になっています。核兵器国が議定書の締約国となることによって、その非核兵器地帯内で、核兵器の不使用が約束される、そういう構造になっています。

条約のそれぞれの内容は、厳密に見ていきますと同じではありませんが、大まかに申しまして、共通している点は、表のところにも少し書いていますが、それぞれの非核地帯条約が対象とする区域内では、核兵器の製造、貯蔵、使用、実験、そういうものを禁止しています。他方、核兵器の配備、通過、運搬については、条約によって取り扱いに違いがあります。しかし、核兵器の使用や実験を禁止することを通じて、核兵器のない世界を実現していくために、この条約を生かそうとしている。そういう点に共通性があるというふうに、申しあげてよいと思います。

ただし、条約によって、いくつか異なる特徴があることに触れておかなければなりません。たとえば、東南アジアの条約の場合は、他の4つの条約にはない非常に大きな特徴があります。この条約は、200海里の排他的經濟水域や大陸棚も非核地帯として、条約の適用対象にしている点で、他の条約と大きな違いがあります。排他的經濟水域というのは、ご

承知のように沿岸国が資源について権利を持つ水域ですが、そこにも条約を適用している点で、他の条約にはない特徴を持っています。

その他にもいくつか違いがあるのですが、時間の関係で、全部については言及できませんけれども、1点だけ補足しますと、条約がきちんと守られているかどうかということを検証するシステムを、各条約が作っています。その検証システムの中身は、全部の条約がまったく同じではありません。例えば、一番最近の中央アジアの条約の場合は、IAEAによる査察権限等が強化された追加議定書の締結を義務付けたりしています。あるいは、南太平洋のラロトンガ条約の場合は、IAEAに関連する規定はなく、締約国が条約を守っているかどうかについては、締約国で監視し合うという仕組みです。他の条約は、IAEAの保障措置を受け入れること、適用することを定めたりしているわけあります。そのような若干の違いがあります。

4. 非核兵器地帯（設置）条約の課題 ——核兵器国との対応等に関連して

最後に、この非核兵器地帯条約の意義と、今後の課題について、少しまとめてお話ししておきたいと思います。

非核兵器地帯条約というのは、核兵器を保有しない国や、核兵器の廃絶を強く求めている国が、核兵器国に対して、自分たちの地域では、核兵器の使用を許さないということを求めている条約です。

実は、核兵器の廃絶という問題については、非常に基礎的な事柄ですけれども、Disarmament（軍縮）の流れの問題と、Arms Control（軍備管理）という問題の両側面が関係しております。ある一定の時期までは、アームズ・コントロールというのはだめだ、ディスアーマメントを追求する条約の締結こ

そが重要であって、核実験の禁止とか核不拡散条約というものはアームズ・コントロールの系譜に属するわけで、必ずしも核軍縮につながらないという議論が相当期間あったし、今もあるわけです。ただ、今は、核不拡散と核軍縮のいずれが欠けてもだめだということ、様々な場で議論が続いています。

非核兵器地帯条約というのは、直接的には、いずれの系譜にもびったり当てはまるものではなくて、核兵器の廃絶を展望するうえで、非核兵器地帯の設置という考え方を編み出すことによって、核兵器廃絶の基盤を作る。そういう点で、ディスアーマメントやアームズ・コントロールとは異なる第3のルートから核兵器の廃絶を展望した動きとして出てきている。こういう特徴を押さえておく必要があると思います。

さらに言えば、日本には「非核3原則」があり、今日のこのシンポジウムの主催団体である「非核の政府を求める会」は、「非核3原則」の厳守・法制化を重視しているわけですが、そういう「非核3原則」の国際版という性格を、非核兵器地帯条約というのは持つことができます。非核兵器地帯条約は、核兵器の廃絶をめざすために、各地域の国々が示している重要な決意であって、この非核兵器地帯がさらに広がることは、我々の観点からしても非常に望ましいというふうに思います。

ただし、非核兵器地帯条約というのは、厳密に分析していくと、単純ではなくて、例えば、ラロトンガあるいはトラテロルコがそうであったのですが、アメリカの核不拡散戦略の中に組み込まれた側面があったことは、否定できないわけであります。アメリカの側からすれば、それぞれの地域が非核化することは、そこで核不拡散が、アメリカのサイドから見て実現するという側面があったわけとして、かつては、そのようなアメリカの戦略と絡んで、この非核兵器地帯条約と

いうのは進展したところがあります。

もっとも、非核兵器地帯条約を世界各地の国々が努力して推し進めていく中で、必ずしもアメリカの思惑がずっと貫徹してきているというわけではありません。むしろ今は、アメリカの思惑を超えて、核兵器の廃絶へとつなげていくきっかけにしようとする動きとして、非核兵器地帯条約は注目されていると言えます。

ただし、条約の議定書に対する核兵器国の対応は、たいへん消極的、否定的なものがあります。5つの核兵器国すべてが議定書を批准しているのは、トラテロルコの場合だけでありまして、他の条約の議定書は、アメリカによってまったく批准されていない状況にあり、核兵器国に対して議定書の批准を迫っていくことが、非常に大きな課題として残っているということが言えます。

今後の課題としてはさらに、先ほど、栗田先生からもお話がありましたが、中東地域の非核地帯化の実現をめざしていくこと、我々のところで言えば、朝鮮半島と日本を国際的に非核地帯化していくこと、これは非常に大きな課題であるし、ぜひ追求していかなければならぬ課題ではないかと考えています。

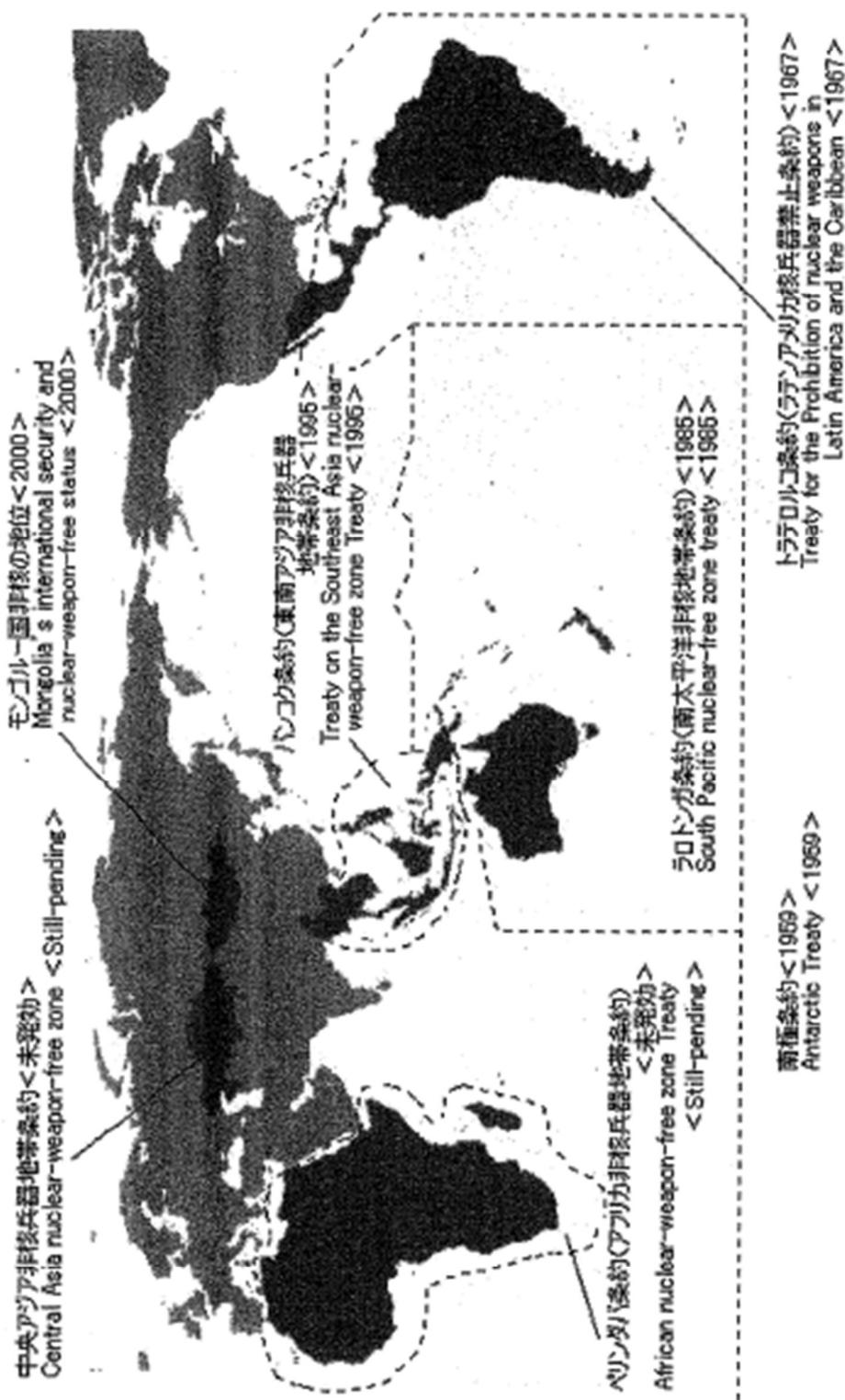
以上で若干の問題提起とさせていただきます。

5つの非核兵器地帯条約

背景	ラテンアメリカ核兵器禁止条約 (トラテロルコ条約)	南太平洋非核地帯条約 (ラロトンガ条約)	東南アジア非核兵器地帯条約 (パンコク条約)	アフリカ非核兵器地帯条約 (ベリシダバ条約)	中央アジア非核兵器地帯条約 (セミパラチンスク条約)
署名・発効年 非核兵器地帯の範囲	1962年のキューバ危機 1963年の中南米地域非核化に関する国連決議	1966年からの仏の核実験 1975年の南太平洋での非核地帯設置に関する国連決議	1967年設立の東南アジア諸国連合(ASEAN)の「東南アジア平和・自由・中立地帶構想」	1961年の国連でアフリカ非核地帯化宣言。1966年のアフリカ機関(OAU)のカイロ宣言。南アの核兵器放棄。	1997年の中央アジア5カ国(カザフスタン、キルギス、タジク、ウズベキスタン)による非核兵器宣言。
条約の特徴	中南米33カ国が対象。(キューバが最後に02年10月批准)	太平洋諸島フオーラム(PIF) うち13の国と地域が対象。 (ミクロネシア、マーシャル諸島、パラオが未署名)	ASEAN諸国10カ国(インドネシア、マレーシア、シンガポール、ラオス、ビルマ、カンボジア、ミャンマー、ベトナムが対象)	1995年12月・1997年3月 1996年4月・未発効	1995年12月・1997年3月 1996年4月・未発効
議定書の特徴	条約は、締約国領域内における核爆発を含む管轄爆発器の実験・使用・製造・販売・輸出等は自國の配備・非含む(公海質の投棄を禁止し、海洋性物質)	条約は、締約国にによる核爆発器の所有・核爆発装置の製造・取扱い、実験等を禁む(公海質の投棄を禁止し、海洋性物質)	条約は、非核兵器地帯内の領域に適用される。研究・開発・貯蔵・保管に用いる核爆発装置の取扱いを禁む(公海質の投棄を禁止し、海洋性物質)	条約は、非核兵器地帯内に適用される。研究・開発・貯蔵・保管に用いる核爆発装置の取扱いを禁む(公海質の投棄を禁止し、海洋性物質)	条約は、核兵器地帯内に適用される。研究・開発・貯蔵・保管に用いる核爆発装置の取扱いを禁む(公海質の投棄を禁止し、海洋性物質)
議定書への核兵器国への対応	5つの核兵器国が批准済み (議定書は批准国について発効)	中、英のみ (議定書は批准国について発効)	仏、中、英は署名のみ (議定書は批准国について発効)	核兵器国はすべて未署名 (議定書は批准国について発効)	批准書は批准日か、いずれかの議定書の発効日に、その締約国について発効

世界の非核兵器地帯

非核兵器地帯条約とは、ある区域内の国々が、核兵器の製造、実験、取得、保有などをしないと約束するもので、核戦争の危機を取り除き、さらに国際緊張の緩和にもつながるもののです。
非核兵器地帯条約は、宣言後すぐに実効を伴うものではありませんが、その割合と広がりは、核不拡散体制を補強し、核の魔鏡につなげる有効な手段であり、日本や朝鮮半島を含む北東アジア地域をはじめ、非核兵器地帯の地球規模への拡大が求められています。



(長崎市ホームページより)